令和８年（フ）第６６４号
北九州市小倉北区黒原３丁目１番７―306号、前住所北九州市小倉北区片野３丁目４番８―302号
債務者　久保　　楓
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鬼塚　　知
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月29日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３７４号
新潟県新発田市豊町１丁目５番20号
債務者　平松　和弘
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４１号
宮崎県日南市星倉四丁目３番地10　プラムスター201号
債務者　國村　武嗣
1　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩澤　千洋
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
宮崎地方裁判所日南支部

令和８年（フ）第１４４号
宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内1720番地38、前住所宮崎県日向市大字日知屋12610番地52
債務者　山中　昭己
1　決定年月日時　令和８年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　風間　久育
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和８年（フ）第２５４３号
大阪府松原市三宅中４丁目10番23号
債務者　杉本　光一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　正徳
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６９５号
大阪市淀川区十八条２丁目３番20号　松久ハイツ　101号
債務者　東恩納　勝
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畠山　啓太
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９０１号
大阪府箕面市稲６丁目17番３号
債務者　若林　尚美
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　賢介
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２２号
函館市亀田本町67番45―302号
債務者　山下　　仁
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３１７号
函館市旭町11番４号　メゾンドクレール１103号室
債務者　蛯名　柚希
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３１９号
函館市赤川１丁目21番１号
債務者　佐々木　久
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２８号
函館市湯浜町15番５号　10号室
債務者　西村　弘子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３２９号
函館市花園町17番19号　ハイム花園　202
債務者　南　　幹雄
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第３３４号
函館市石川町２番地61　ライフシップ石川公園前
債務者　伊藤　修一
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月８日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第１４号
岩手県宮古市南町２番24号
債務者　三上　貴子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第１７号
岩手県宮古市刈屋第８地割78番地３
債務者　中村　美輝
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

令和８年（フ）第２８６号
静岡県浜松市中央区佐鳴台四丁目10番207号　マッキンリーハイツ佐鳴湖
債務者　青柳　瑳恵
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
静岡県浜松市中央区和合町315番地の477　ジュライアサヒＡ202
債務者　鎌田　晃史
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３１９号
静岡県浜松市中央区和合町315番地の477　ジュライアサヒＡ202
債務者　鎌田みゆき
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月９日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係